**業務の運営に関する規程**

長野県諏訪市城南一丁目2536番地3

株式会社　アックス・キャリア

**第１　　求　人**

　１．本所は取扱い職種に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理し

　　　ます。

ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合には受理しません。

　２．求人の申し込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申し込み下さい。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メールでも差し支えありません。

　３．求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示して下さい。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示して下さい。

　４．求人受付に際して、受付手数料は不要とします。

**第２　　求　職**

　１．本所は取扱い職種に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。

　　　ただし、その申し込み内容が法令に違反する場合には受理しません。

　２．求職申し込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票により、お申し込み下さい。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メールでも差し支えありません。

　３．求職受付に際して、受付手数料は不要とします。

**第３　　紹　介**

１．求職の方には、職業安定法第２条にも規程される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

　２．求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。

　３．紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付または希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

　４．求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。

　５．いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

　６．本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。

　７．就職が決定しましたら、求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

**第４　　そ　の　他**

１．本所は、職業安定機関およびその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。

２．雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をして下さい。

　　また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告して下さい。

３．本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適性管理規程に基づき、適正に取り扱います。

４．本所は、求職者または求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従来の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切致しません。

５．本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりでありますが、本所の業務はすべて職業安定法関係法令および通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員におたずね下さい。

平成27年2月１日

代表者　　溝口健二